



ポイントはここだ！ 外国人労働者の受け入れ



現在、日本に暮らす外国人が増加し、東京都では、20歳代の10人に1人が外国人となっています（日本経済新聞平成30年7月11日報道参照）。人手不足が叫ばれる中、外国人労働者の受け入れも、徐々に不可避になっていっています！

受け入れの大前提

☞ その外国人が行う予定の仕事について、**在留資格を持っているか？**

※在留資格に当てはまらない仕事をしてしまうと、資格外活動をしたとして、在留資格が取り消される可能性が出てきてしまいます（資格外許可がある場合を除く）。

☞ **在留期間内か？**

※在留期間を過ぎている外国人を雇った場合、不法就労助長罪として3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金になる可能性があります。

受け入れる場合のポイント

☞ 労働者である以上、労基法の規制を受ける

※外国人技能実習制度を安価な労働力の調達のための手段とすることが横行し社会問題になっていますが、同制度の元でも講習期間を除き**労基法の適用**があります。また、**実習生への人権侵害行為に対しては罰則も科**されます。

☞ 雇用契約書を作成する

※外国においては契約書意識が浸透しています。契約がないと後々トラブルになる可能性があるため、きちんと雇用契約を作成する必要があります。その外国人が理解できる言語で作成することも、後のトラブルを防ぐためには重要です。

☞ ハローワークへの届出

※外国人を雇用した場合、ハローワークに届出の義務があります。

以上は、外国人雇用特有のポイントですが、社会保険の加入義務、安全衛生法上の配慮等は日本人労働者に対するものと全く同じです。**臆することなく外国人雇用にトライ**して自社の戦力となってくれる人材を確保しましょう！
(文責: 前原 彩)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間: 午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



遺留分の基礎知識

1 はじめに

本日は、相続問題を考える際に必須の知識である遺留分について簡単に解説します。

2 そもそも遺留分って何？

遺留分とは、相続人が最低限受け取ることのできる権利のことを言います。

遺留分について民法1028条は以下のように規定しています。

民法1028条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

第1号 直系尊属のみが相続人である場合 被相続人の財産の3分の1

第2号 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の2分の1

つまり、相続財産の全体の2分の1(または3分の1)は、遺留分として認められています。(法定相続分の2分の1等が遺留分として認められています。)

3 こんな場合遺留分はいくらなの？

(1) 父、母、息子A、B、Cの5人家族で、母は10年前に他界しており、先日父が死亡した場合

この場合父の相続人は、息子A、B、Cであり、息子は直系尊属(父母、祖父母など自分より前の世代)以外の相続人にあたりません。そのため、今回のケースは民法1028条2号に該当し、被相続人つまりお父さんの財産の2分の1が遺留分となります。この遺留分を今回の相続人である息子たちが法定相続分に従ってそれぞれ3分の1相続します。その結果、息子一人が持つ遺留分は2分の1×3分の1で6分の1となります。

(2) 父、母、息子A、B、Cの5人家族で、母も父も10年前に他界しており、先日息子Aが死亡した場合

この場合、息子Aの相続人である兄弟の息子B、Cにも遺留分が認められそうですが、民法1028条によって兄弟姉妹に遺留分は認められません。そのため、息子Aが死亡しても兄弟である息子B、Cに遺留分は認められません。

遺留分対策は遺言書作成の際に重要になってきます。遺言書の作成を検討されている場合や遺留分で悩んだら専門家へのご相談をお勧めします。 (文責 松本達也)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 電話0120-916-746(フリーダイヤル) E-mail: info@yotsubasougou.com URL: <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間: 午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。

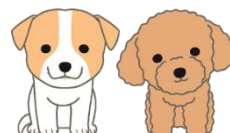


～「弁護士 松本達也 はこんな人です」のコーナー～

今月号の法律記事を作成しました、弁護士松本達也のご紹介をさせていただきます！千葉事務所に所属のさわやかな弁護士です。



- 1 血液型は？ AB型です
- 2 趣味は？ 愛犬と旅行に行くことです
- 3 長所は？ ひとつのことに熱中できる
- 4 短所は？ 集中しすぎて深く追求してしまう
- 5 最近ハマっているものは？ フルマラソンに向けたトレーニング
- 6 まず家に帰ってすることは？ 愛犬と戯れます
- 7 口癖は？ とりあえず
- 8 何フェチ？ 犬
- 9 ちょっと自慢できることは？ 犬の遠吠えを誘うことが出来ます
- 10 座右の銘は？ 日進月歩
- 11 私、〇〇の収集家です。 愛犬の写真を集めています
- 12 〇〇なタイプです。 休日はお昼過ぎても寝ているタイプです
- 13 好きな食べ物は？ うどん
- 14 苦手な食べ物は？ あんこ、おもち
- 15 好きなお酒は？ ビール、日本酒、
- 16 千葉のおすすめのお店は？ SOGOの地下食品売り場一带
- 17 好きなスポーツは？ サッカー、サイクリング
- 18 好きな男性タレントは？ 水谷豊さん
- 19 好きな女性タレントは？ 新垣結衣さん
- 20 好きなアーティストは？ Mr.Children
- 21 好きな芸人は？ バナナマン
- 22 好きな雑誌は？ いぬのきもち
- 23 好きな漫画は？ ONE PIECE、HUNTER×HUNTER、約束のネバーランド等々
- 24 好きな映画は？ ターミネーター
- 25 好きなテレビ番組は？ 得する人損する人



最近、10月に出走予定のフルマラソンに向けてトレーニングをしています。フルマラソン初挑戦なので、完走するのが1番の目標です。初マラソンの結果は、11月に当事務所の松本ブログに載せたいと思います！完走目指して頑張ります！！

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋巻番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第13回 いつもと違ったものが飲みたい!!!～



第13回です。過去のコラムは当事務所サイトのニュースレターバックナンバーをご覧ください。

当事務所ニュースレターバックナンバー <http://www.yotsubasougou.jp/240/vol100/>

ワインもいいんだけど、何かワインとは一味違うものを飲みたい!!! そんな時のお勧め「ノイリープラットドライ」です。(格安スーパーの「業務スーパー」にて1000円位で売っていました)

飲み方は、氷を入れてロックかソーダ割がお勧めです。レモンなどを絞って入れてもおいしいと思います。(もちろん、グレープフルーツジュースなどのジュースと割ってもよいのですが、ジュースに入れるならウォッカが一番飲みやすく、値段も安いのでお勧めです。)



味は、ワインにレモンやハーブを入れたような味とにおいがします。さっぱりした味です。私の妻も飲みますので女性にもお勧めです。独断と偏見ですが、焼酎で言えば「魔王」、日本酒で言えば「獺祭」、ビールで言えば「一番搾り」という感じの料理の味を引き立てるようなお酒です。ノイリープラットは食前酒として世界中で飲まれている飲み物だそうです。

残暑の厳しい季節、秋になってきた季節などに相性が良い飲み物だと個人的には思っています。きんきに冷やして飲むとおいしいです。

注意点!!!

- ・ノイリープラットには色々な種類がありますが、白ワインに近いお勧めの味は「ドライ」です。
- ・ノイリープラットドライなどのドライベルモットを使ったカクテルに「マティーニ」があります。飲むととても酔います。飲みすぎには注意です。ちなみに、ノイリープラットのびんはコルク栓ではないので1回で全部飲まなくても味は(多分)それほど劣化しません。何回かに分けて飲むのがよいです。

(文責 大澤一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。